

令和6年度



東海中学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめは、からかいや冷やかしのほか、暴力行為に及ぶいじめ、SNSによるいじめなど多種にわたり、学校だけでは対応が困難な事例が全国的に増加している。いじめをきっかけに、深く傷つき悩んで不登校になってしまったり、最悪の場合は自らの命を絶とうとしてしまったりする生徒もいる。そのため、いじめ問題への対応は学校としての大きな課題である。

本校でも生徒たちが毎日安心して登校し、安全に、楽しく充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止に向けた学校の指導体制を整え、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組み、解決していくための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

東海村立東海中学校

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめに対する本校の考え方

- 「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」と認識すること。
- 「いじめは、どの生徒にも、どの学年においても起こり得る」と認識すること。
- 「いじめの未然防止は、学校、教職員の最重要課題」と認識すること。

3 いじめの構造と動機

(1)いじめの構造

いじめとは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒が存在する場合が多い。周囲の生徒のとらえ方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

(2)いじめの動機

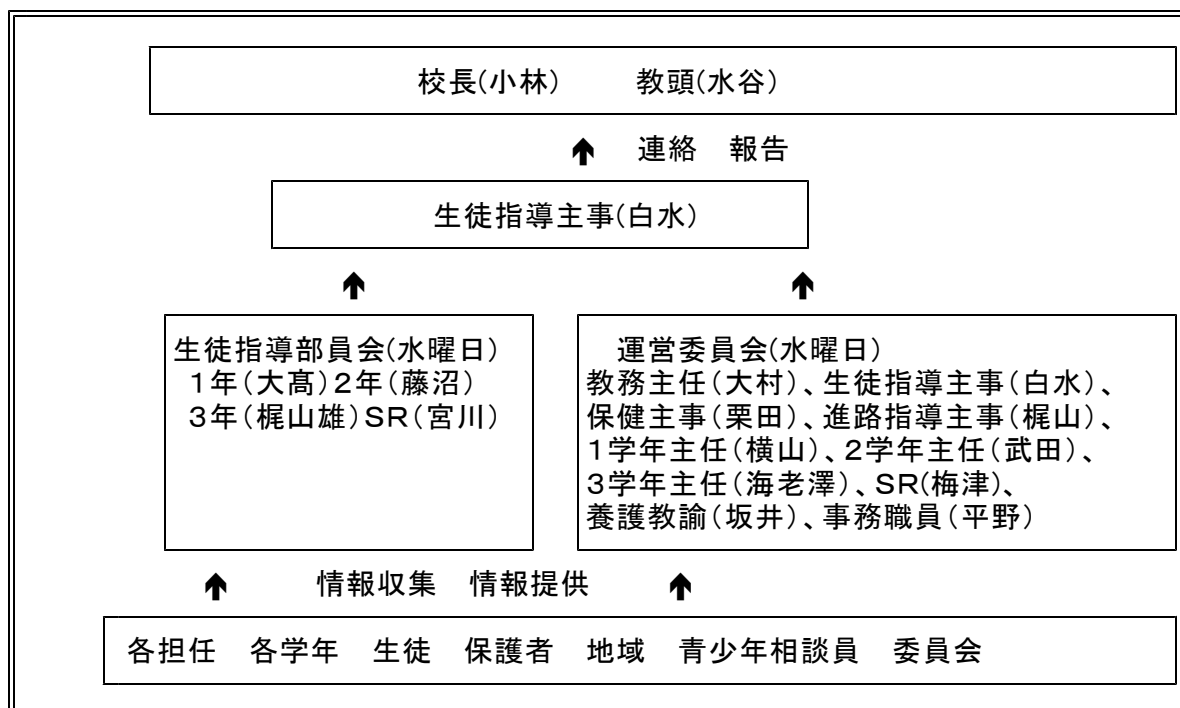
- 嫉妬心(相手をねたみ、引きずりおろそうとする)
- 支配欲(相手を思い通りに支配しようとする)
- 愉快犯(遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする)
- 嫌悪感(感覚的の相手を遠ざけたい)
- 反発・報復(相手の言動に対して反発・報復したい)
- 欲求不満(イライラを晴らしたい)

(3)いじめの態様

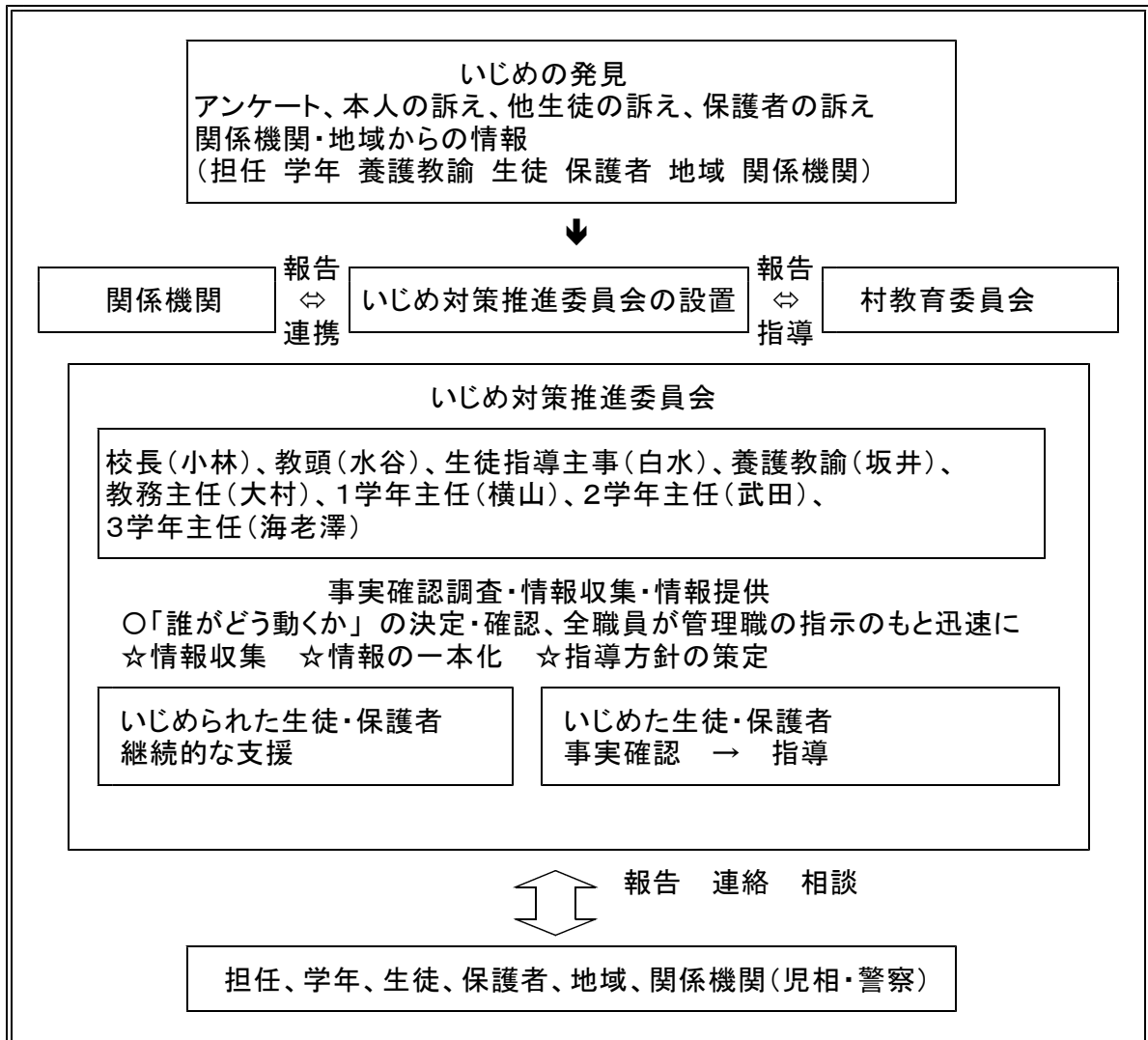
・悪口を言う	・ばかにする	・落書き	・物隠し	・物壊し	・陰口
・集団で無視	・避ける	・ぶつかる	・小突く	・命令	・脅し
・SNSによる誹謗中傷		・噂流し	・からかい	・嫌がらせ	
・暴力	・たかり	・使い走り			

4 いじめ防止に向けての本校の組織

(1)平常時

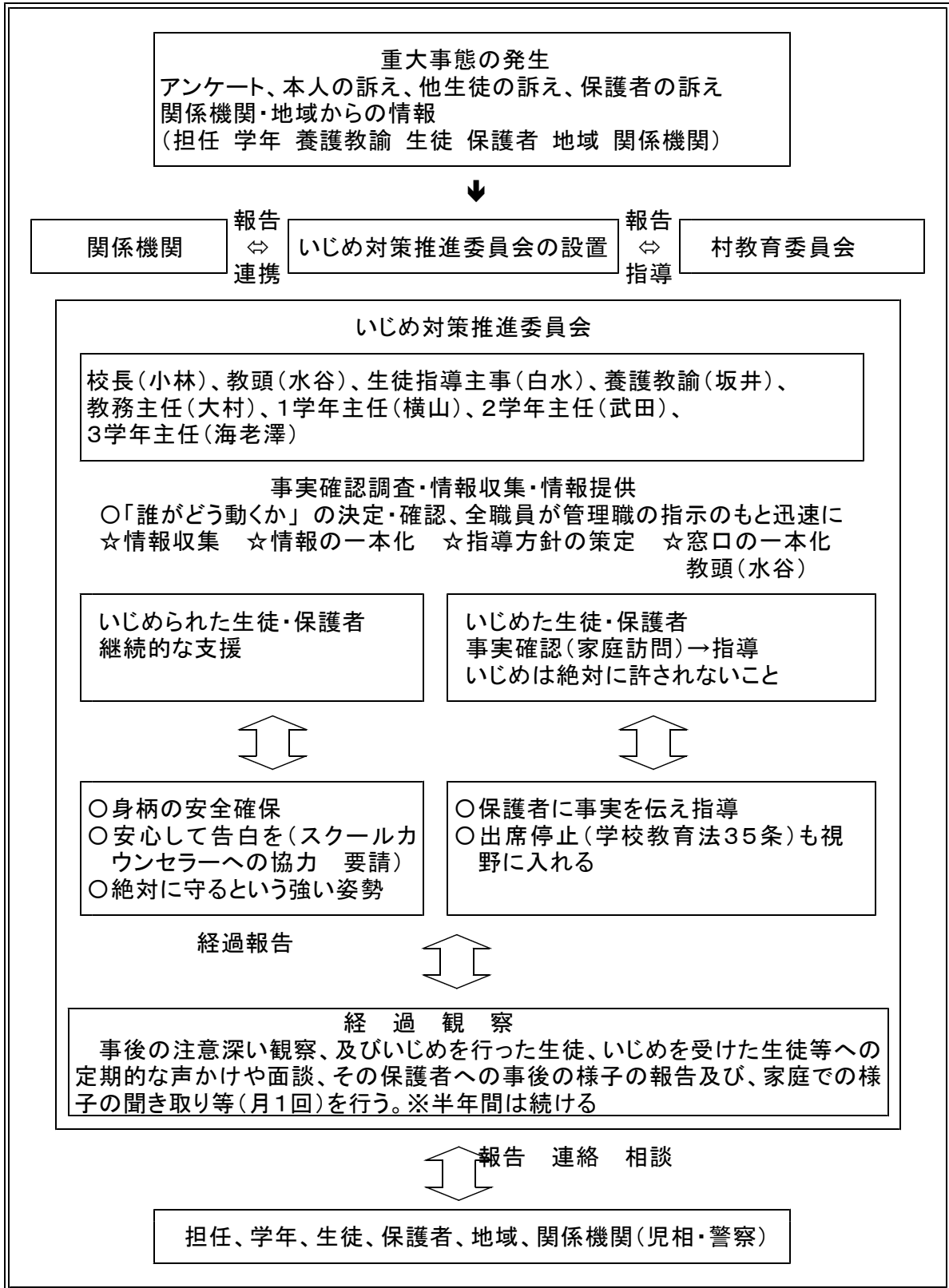


(2)いじめ発生時



(3) 重大事態発生時

※ここでいう重大事態とは、①いじめにより在籍する生徒の生命、心身または財産に重大被害が生じた疑いがあると認めた時。②いじめにより在籍する生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。



5 いじめの防止及び早期発見の取組

(1) いじめの防止

① 生徒の状況把握

- 生徒に寄り添う学級経営の充実
- 生徒のコミュニケーション能力の育成
- 一人一人を大切にする授業づくり

② 教科指導・学級活動・道徳教育・特別活動の充実

- 自己存在感を高め、共感的な人間関係を育成する授業づくり
- 自発的・自活的な活動を通して、お互いを尊重し合い、よさや可能性を発揮し合えるような学級づくりを目指す
- 道徳の時間を大切にする
特に力を入れる項目：「思いやり」「寛容」「友情」
- コミュニケーション能力を育成するソーシャルスキル学習の充実
- 縦割団活動の充実
「結団式」「縦割リレク」「卓立祭(体育祭)応援発表」「卓立祭(文化祭)縦割練習」

③ 情報モラル教育の充実

- 道徳の時間における情報モラル教育の充実
- 教科等を合わせた指導のなかでの情報教育の充実

④ 保護者、地域との連携

- 授業参観・懇談会の実施
4月、5月(卓立祭:体育祭)、7月、11月(卓立祭:文化祭)、12月、2月(1・2月)
- 家庭の所在確認
- 三者相談の実施【7月、11月、1月(3学年)】
- 保護者への啓発活動
- 学校評議員への協力要請

(2) いじめの早期発見

① 情報の収集

- 生徒に寄り添う担任教員等の観察からの気づき(My School Lifeの活用)
- 養護教諭、学年職員からの情報
- アンケートの実施(学期1回)
- 生徒からの相談、訴え
- 家庭との連携からの気づき
欠席1日……電話連絡
欠席3日……家庭訪問 ⇒ 学年主任に報告

② 教育相談の充実

- 担任による教育相談
- スクールカウンセラーによる教育相談
- オンライン相談窓口の活用
- 教育相談強化週間の設定(学期1回)

③ 情報の共有

- 情報の整理、分析(学年会、生徒指導部員会、運営委員会)
- 教職員間の情報共有
学年会、生徒指導部員会、運営委員会
- 対象生徒の状況確認

いじめ防止(◎)及び早期発見(○)に向けての具体的な取組

	1年生	2年生	3年生	学 校
一 学 期	<p>新学期 ○環境調査、保護者の願いの聴き取り</p> <p>道徳の時間 ◎いじめに当たるのはどれだろう (相互理解・寛容)</p> <p>学級活動の時間 ◎いじめはどうしておきる (ロールプレイ)</p>	<p>新学期 ○環境調査、保護者の願いの聴き取り</p> <p>道徳の時間 ◎私のせいじゃない (公正・公平・社会正義)</p> <p>学級活動の時間 ◎仲間はずれにしないで (ロールプレイ)</p> <p>校外学習 ○チェックリストの活用 ◎クラスの団結の醸成</p>	<p>新学期 ○環境調査、保護者の願いの聴き取り</p> <p>道徳の時間 ◎無実の罪 (公正・公平・社会正義)</p> <p>学級活動の時間 (ロールプレイ) ◎あなたならこんなときどうする</p> <p>修学旅行 ○チェックリストの活用 ◎クラスの団結の醸成</p>	<p>第1回いじめ対策委員会(年間計画の確認)</p> <p>「いじめ防止基本方針」の確認及び配付</p> <p>第1回いじめ調査の実施と結果分析</p> <p>授業参観の実施(7月)</p> <p>縦割り団活動の充実 ◎結団式 レクレーション 卓立祭(体育祭) 総体に向けて ◎壮行会の実施</p> <p>教育相談強化週間(6月)</p>

	1年生	2年生	3年生	学 校
二 学 期	<p>道徳の時間 ◎班での出来事 (友情・信頼)</p> <p>学級活動の時間 ◎どうやって断ればいい? (ロールプレイ)</p> <p>新人戦に向けて ◎壮行会の実施 ○複数教員での指導</p>	<p>道徳の時間 ◎みんなでとんだ! (友情・信頼)</p> <p>学級活動の時間 ◎私のクラスからいじめをなくせ (ロールプレイ)</p> <p>新人戦に向けて ◎壮行会の実施 ○複数教員での指導</p>	<p>三者相談 ○進路に向けて 家庭との連携</p> <p>道徳の時間 ◎埴生の宿 (思いやり・感謝)</p> <p>学級活動の時間 ◎よい人間関係を育む (ロールプレイ)</p> <p>進路相談、放課後学習相談の実施</p>	<p>三者相談(夏休み)</p> <p>第2回いじめ対策委員会</p> <p>第2回いじめ調査</p> <p>教育相談強化週間(10月)</p> <p>授業参観(12月)</p> <p>団パフォーマンス</p> <p>卓立祭(合唱祭) ◎自己有用感の醸成</p>

	1年生	2年生	3年生	学 校
三 学 期	道徳の時間 ◎落語が教えてくれること (相互理解・寛容) 宿泊学習 ○チェックリストの活用 ◎自己有用感やクラスの団結の醸成	道徳の時間 ◎心に寄りそう (思いやり・感謝) 立志式 ◎自己を見つめ直すとともに周囲への感謝の意を持つ	道徳の時間 ◎しあわせ (相互理解・寛容) 卒業式 ◎自己の成長、周囲への感謝の気持ちを育む	第3回いじめ対策委員会 「いじめ防止基本方針」の見直し 教育相談強化週間(1月) 三者相談(1月) 第3回いじめ調査の実施と結果分析 授業参観の実施(2月)

6 いじめへの対応

詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係者が納得できる解消をめざす。

- ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して対応する。
- ・ いじめに当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立って対応する。

(1) 本校としての取り組み

- ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② いじめ問題を担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をうながす。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に関係機関(児童相談所、警察等)に相談して協力を要請する。
- ⑥ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

(2) 関係機関との連携

- ① 教育委員会や関係機関等との連携
 - 重大事態(生命の危機、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い、欠席を余儀なくされる等)が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、調査方法、事態解決に向けての取組について相談する。
 - 重大ないじめ事案やいじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案では、学校は直ちに警察への相談・通報を行う。その際、警察に相談・通報を行った事案については、教育委員会と速やかに情報共有を図る。
- ② 保護者への支援・助言
 - いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を速やかに行う。
 - 事実確認より判明したいじめ事案に関する情報を、適時適切に提供する。
- ③ 懲戒権の適切な行使
 - 教育上必要があると認められるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を与える。その際は、教育的に十分に配慮し、いじめを行った生徒が、自らの行為を理解し反省することで、健全な人間関係を育むことができるようにする。